

堺市立美原中学校
いじめ防止基本方針

～すべての生徒が生き生きとし、安心して学校生活を送れるように～

■はじめに■

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の重要な課題となっています。また近年の急速な情報技術の発展により、SNS等を利用して相手を攻撃したり、インターネットへ無断で動画を投稿したりなど、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にこの問題に取り組むことが求められています。

このため本校では、堺市教育委員会が作成した「いじめ早期発見・対応マニュアル」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「美原中学校 いじめ防止基本方針」を、ここに作成しました。

また、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針(国の基本方針)」が一部改定され、それに伴い本校でもいじめ問題への取組の一層の強化を図るため、いじめ防止基本方針の見直しを行いました。

すべての生徒が生き生きとし、安心して学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるように全教職員でいじめ問題に取り組めます。

令和8年 4月
校長 新田 義政

■目次■

”いじめの定義”とは

1, いじめに対する基本方針

2, 未然防止に向けて

3, 早期発見に向けて

4, 早期解決に向けて

5, 生活アンケート調査の実施

6, ネット上のいじめ対応について

7, いじめによる重大事態への対処について

8, いじめ問題への対応におけるその他留意事項

9, いじめ防止の年間指導計画

“いじめの定義”とは

「いじめ防止対策推進法 第2条」

この法律において「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1, いじめに対する基本方針

本校のすべての教職員は「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち対応する。

《いじめに対する本校の行動指針6か条》

- 1, 「すべての教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む」学校であること。
- 2, 「いじめは絶対に許さない」学校であること。
- 3, 「いじめられた子どもを絶対に守り通す」学校であること。
- 4, 「毅然とした対応・粘り強い指導を行う」学校であること。
- 5, 「生徒・保護者との信頼関係を築く」学校であること。
- 6, 「地域や関係機関との連携協力を行う」学校であること。

2, 未然防止に向けて

未然防止の第一歩は、わたしたち教職員が人権尊重の精神を基盤として学校づくりを進めることである。すべての学校生活において「人とのつながり」を重要視し、互いを認め合える人間関係・学校風土を教職員と生徒がともに築き上げていくことが重要である。

《未然防止の具体的な取り組み》

- 1, 授業・特別活動を通して、互いを認め合える人間関係を構築する。
- 2, 一人ひとりを大切に授業づくりをめざし、校内研修を通して日々の授業改善・工夫を図る。
- 3, 人権教育を充実させ、子どもたちに様々な人権問題について考える機会を与える。
- 4, 子ども理解・発達課題等の障がいに関する研修を実施する。
(学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。)
- 5, いじめ問題に関する研修を実施する。
- 6, 生徒が過度のストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく運動、読書、相談などによりストレスを発散させる方法があることを学習させる。

3, 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。また、校内で起こるすべてのトラブルに対していじめを疑いながら対応する。

《 早期発見の具体的な取り組み 》

- 1, トラブルが起こった時は、いじめを疑いながら子どもの話をよく聴く。
(けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。)
- 2, 子どもの行動を注視し、気になる子どもがいた場合はすぐに話を聴く。
- 3, 子どもの変わった様子を感じ取った場合は、保護者と情報を共有する。
- 4, 教職員が互いに授業を見学し、授業改善と合わせていじめの有無の点検も行う。
- 5, 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を図る。
- 6, いじめ相談体制の整備および点検、相談窓口の周知徹底を図る。

4, 早期解決に向けて

いじめの早期解決に向けて、学校長のリーダーシップのもと「いじめ対策委員会」を設置し、可能な限り早く情報の収集・整理を行い、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめの早期解決に取り組む。いじめ対策委員会の構成メンバーは「**校長、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当**」とし、個々の状況により、教頭、学年主任、担任、スクールカウンセラー、部活動顧問など関係の深い教職員を追加する等柔軟に対応する。本委員会は、いじめ防止に向けた取り組みを定期的に点検するとともに、必要に応じて見直しを図るなど、工夫改善に努める。
事案発生時は随時緊急対策会議を開催する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要であるため、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

- ①いじめにかかる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず長期の期間を設定する。
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

《 早期解決の具体的な取り組み 》

- 1, いじめを発見・通報を受けたときは直ちに「いじめ対策委員会」に情報を集約し共有する。学級担任が抱え込むことがないように学校全体で組織的に対応する。
(教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し組織的な対応につなげなければならない。学校の教職員が情報を抱え込み、校内いじめ対策委員会に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得るので必ず報告する。)
- 2, いじめの情報が入ってから、方針の決定に至るまでをその日のうちに行うことを基本とする。

- 3, いじめられている子どもや保護者の立場に立ち, 詳細な事実確認を行う。
- 4, 事実に基づき, 子どもや保護者(加害・被害ともに)に説明責任を果たす。
- 5, 加害側の子どもに対して, 行為の善悪を正しく理解させ, 毅然と指導する。
- 6, 法を犯す行為については早期に警察等に相談し, 協力を求める。
- 7, いじめが解消した後も保護者と継続的な連絡を取り合う。
- 8, いじめられた子どもが安心して教育を受けられる環境確保に努める。
- 9, 指導記録を保存し子どもの進学や転学にあたり「いじめ対策委員会」と協力しながら適切に引継ぎを行い, かつ情報を提供する。
- 10, 子どもや保護者(被害・加害ともに)に対して, 心理や福祉の専門家や医師など外部専門家の協力を得ながら解決後も心のケアや指導を継続する。

5, 生活アンケート調査の実施

学校生活の中で困ったことがないか等を確認するため, 各学期ごとに年間計3回の生活アンケートを実施する。その後, アンケート結果を踏まえ, 担任が必要に応じて個別カウンセリング(教育相談)を実施する。

6, ネット上のいじめへの対応について

* ネット上のいじめとは・・・

スマートフォン等を利用して, 特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNS上に書き込んだり, 無断で画像・動画・個人情報等を拡散させたりするなどの方法によりいじめを行うもの。

本校ではインターネット上への不適切な書き込みや, 画像・動画の存在が明らかになった場合, 被害の拡大を避けるため保護者の協力を得ながら直ちに削除する措置をとる。(必要に応じて, 黒山警察署の協力も得ながら, 適切な措置をとる。)

《 ネット上のいじめを未然防止するために 》

携帯電話やスマートフォンを使用したいじめは学校外で起こることが多く, わたしたち教職員にはとても分かりにくく発見しにくい。そのため本校では1年生を対象に「ネットいじめ防止プログラム」授業を開催し, 未然防止に努める。また, 堺少年サポートセンターに依頼し, 年に1回全学年対象に「SNS等の正しい利用法や危険性」についての講義を実施する。

学校での規範意識の醸成・情報モラル指導に加えて, 保護者と緊密に連絡・連携を取りながら協力し, 学校と家庭の双方で指導を行う。

7, いじめによる重大事態への対処について

※いじめによる重大事態とは・・・

自殺を企図した場合, 身体に重大な傷害を負った場合, 金品等に重大な被害を被った場合, 精神性の疾患を発症した場合, 相当の期間(年間30日が目安)不登校の場合など。

生徒・保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校は、重大事態が発生したとして調査に当たらなければならない。生徒・保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言してはいけない。(調査した結果、いじめによる重大事態ではないということはある)

また、重大事態が発生した場合には、校長はすみやかに堺市教育委員会に報告するとともに、「出席停止措置の活用」等の弾力的な運用など、子どもの安全を最優先にし、子ども・保護者への心のケアおよび、個人のプライバシーへの配慮も必要となる。

8, いじめ問題への対応におけるその他留意事項

- 1, いじめを知らせてきた子どもの安全は十分に確保する。
- 2, 加害側の子ども・保護者については、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするとともに、スクールカウンセラーとの面談等、特別の指導計画による教育的配慮も必要となる。
- 3, いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。(傍観者への対応)
- 4, いじめをはやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への対応)

9, いじめ防止の年間指導計画

いじめ防止に関する年間指導計画

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月			
5月	いじめ対策委員会会議(指導方針) 事例報告	学級開き	生活アンケート・教育相談週間 教員による相互授業参観
6月	事例報告	人権学習(2年:国際理解学習)	教員による相互授業参観
7月	事例報告 堺人権夏季研	人権学習(1・2年:障がい者理解学習,3年:平和学習) ネットいじめ防止教室(1年)	学期末懇談会 教員による相互授業参観
	1学期の振り返り	1学期の振り返り	1学期の振り返り
8月	大人権夏季研 校内研修		
9月	事例報告		教員による相互授業参観
10月	事例報告		生活アンケート・教育相談週間 教員による相互授業参観
11月	事例報告	人権学習(3年:男女共生学習・デートDV)	教員による相互授業参観
12月	事例報告		学期末懇談会
	2学期の振り返り	2学期の振り返り	2学期の振り返り
1月	事例報告	人権学習(2年:部落問題学習)	生活アンケート・教育相談週間 教員による相互授業参観
2月	事例報告	人権学習(1年・2年:男女共生学習)	教員による相互授業参観
3月	いじめ対策委員会会議(本年度総括&まとめ・来年度方針)		

事例発生時は随時緊急対策会議を開催(毎週木曜日)
 いじめ対策委員会を開催

入学
間級
係年
作
り